

初版 2016年9月

スポーツと開発 ポジションペーパー

2016年9月
独立行政法人 国際協力機構

「スポーツと開発」

はじめに

JICAは「人間の安全保障」を実現するため、ひとりひとりの人間を中心に捉え、確実に届く支援を実践することを使命としている。スポーツは「人間の権利¹²³⁴⁵」として、人間の安全保障の観点のひとつである「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」に寄与している。JICAにおけるスポーツを通じた国際協力は、青年海外協力隊発足当初より50年あまり、おもに青年海外協力隊やシニア海外ボランティア等によって体育科教育や様々なスポーツ種目を通じて行われ、数々の成果を上げてきた。

近年は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの誘致を契機とし、スポーツを通じた国際協力活動推進の機運はこれまで以上に高まっている。このような状況の中で、JICAは2014年7月に「開発とスポーツ推進連絡会」を発足させ、スポーツと開発に関わる事業をさらに展開しようとしている。これまでのJICAのスポーツ分野での取組みは、現場の経験則としてその効果が認められてきた。2020年を見据えた今、JICAはスポーツと開発の体系的な概念整理や効果的・効率的な取組みを今後さらに進める必要がある。これらの背景をふまえ、近年のスポーツを通じた国際協力分野の概要を示し、これまでJICAが取り組んできたスポーツを通じた活動を整理し、これからの戦略的・効果的な取組みを展開するための指針を示すことを目的に、本ポジションペーパーを作成した。

¹ Commission on Human Security, (2003), UN 人間の安全保障委員会は人間の安全保障を、「国家の安全保障の概念を補完し人権の幅を広げるとともに人間開発を促進するもの」としている。

² 子どもの権利条約 第31条 (1989),UN

³ 国際体育スポーツ憲章(1978),UN

⁴ UNOSDP(2012), Why Sport?, <http://www.un.org/wcm/content/site/sport/home/sport>

⁵ 文部科学省(2011),スポーツ基本法 (平成23年法律第78号)

目次

1. スポーツと開発の今、JICAの取組み	4
1-1 国際社会におけるスポーツと開発の概要	4
1-2 国内の動き	4
1-3 これまでの JICA の取組み	5
2. スポーツと開発の取組み方針	6
2-1 体育科教育の普及	8
2-2 障害者や社会的弱者の社会参加、平和の促進	8
2-3 国際競技大会への参加促進	8
3. 効果的な実施に向けての体制	8
3-1 JICA の体制	8
3-2 他機関との連携	9

別添資料 1. ボランティア事業における体育・スポーツ分野の実績

表 1. ボランティア派遣国と派遣職種（体育・スポーツ）

表 2. ボランティアが指導したオリンピック・パラリンピック出場選手

別添資料 2. スポーツと開発分野における近年の JICA の取組み

表 1. JICA 事業スキーム別取組み

表 2. JICA と競技団体・企業等との連携

表 3. JICA と大学との連携

1. スポーツと開発の今、JICAの取組み

1-1 国際社会におけるスポーツと開発の概要

スポーツは青少年の健全育成の手段として、1970年代に国際連合教育科学文化機関(UNESCO)によって国際協力事業に導入された。1978年に制定された「体育・スポーツ国際憲章」は、現在に至るスポーツを通じた国際的な協力や協調の根幹を支えている。この憲章により、スポーツの発展のための国際協力は、恒久平和や相互尊重に貢献し、国際問題解決のための好ましい環境を作り出すことが示された。また、人の営みの中でのスポーツの在り方の根幹を示す「オリンピック憲章⁶」では、スポーツとは個々人のみで行う単純なレクリエーションやゲームにとどまらず、世界的な取り組みによって行うことで、人類の調和のとれた発展に役立てるものとし、人間の尊厳保持に重きを置く社会を推進する役割を持つとされている。

2000年以降、ミレニアム開発目標(MDGs)に代表されるように、気候変動や環境破壊など国家間を超えた課題、改善されることが難しい様々な社会的課題を地球的規模で捉え、取り組む機運が高まった。スポーツはその機能および地球規模の取組みという点で、開発課題に関する領域でその役割が論じられるようになり、スポーツが貢献できる対象として、教育・健康・開発と平和の4つの領域が認識されるようになった⁷。2005年の「スポーツ・体育の国際年」には、国際協力の現場でスポーツのもつ機能を積極的に活用すべきとの趣旨である「教育を普及、健康を増進、平和を構築する手段としてスポーツに関する決議⁸」が採択された。これにより、スポーツを通じた国際協力の概念整理がさらに進み、開発課題の解決に向けたスポーツの効用が国際機関や国家政策のレベルで認知されるようになった。

また、2015年9月に採択された「持続可能な開発(SDGs)のための2030アジェンダ⁹」の第37項には、「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発及び平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する」と明記された。

1-2 国内の動き

我が国のスポーツに関する施策の基本となる事項を定めたスポーツ基本法(平成23年法律第78号)では「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割である」と明示している。一方で、これまでに、この理念を実現させるために必要な具体的なスポーツ政策の立案や予算措置はなされてこなかった¹⁰。しかしながら、2020年東京オリンピック・パラリンピック招致活動の活発化に伴い、スポーツを通じた国際協力を実施するための政策「スポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)プログラム」が開始され、基本法の理念を実現するための取組みが動き出した。SFT

⁶ 国際オリンピック委員会(IOC)が1925年に制定、必要に応じ改訂が加えられている。現行は2015年8月より有効

⁷ UNOSDP(2005), International year of sport and physical education 2005, final report

⁸ UN(2003), Sport as means to promote education, health, development and peace

⁹ UN(2015), Transforming our world: The 2030 Agenda for Sustainable Development

¹⁰ 内海和雄(2015), 「スポーツと人権・福祉—スポーツ基本法の処方箋—」

は、国内外で東京オリンピック・パラリンピックの気運を高めるために実施されるプログラムであり、2014年から2020年までの7年間で開発途上国を含む100カ国以上で1,000万人以上を対象にスポーツを通じた国際貢献事業を展開するものである。これまでに日本ではスポーツを通じた国際協力を広く実施するプログラムはなく、その点においてSFTは先駆的な取り組みと言える。また、SFTは東京オリンピック・パラリンピックを機に開始された事業であるが、大会期間の前後だけではなく、大会後も持続的・継続的に、大会関係者以外の幅広い人たちに事業効果が届くことが期待されている。

JICAはSFTコンソーシアム(SFTC)の運営委員を務め、JICA事業を通してSFTを推進する立場にある。SFTは、①スポーツを通じた国際協力および交流、②国際スポーツ人材育成拠点の構築、③国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援の3つの活動領域が設定されている。JICAはこのうち①「スポーツを通じた国際協力および交流」の領域において、開発援助の実施機関としての知見の共有と、ボランティア事業をはじめとする既存の具体的な事業を通じ、スポーツを通じた国際協力の実施が期待されている(JICAでは2014年度事業開始から2015年度末までに、既に59か国¹¹で約20万人に対し活動を実施)。

1-3 これまでのJICAの取組み

JICAによるスポーツ分野の取組は、1965年に開始されたボランティア事業によるものが多い。その歴史は1965年の柔道・水泳・体育隊員の派遣にさかのぼり、これまでに88ヶ国にのべ3,671名¹²が派遣された。JICAボランティアは、体育科教育や個別スポーツ種目の競技指導等の職種で派遣され、草の根レベルで開発途上国の人びとの社会・経済の発展を、体育・スポーツを直接的・間接的に用いて支援してきた(別添資料1.表1)。体育は身体教育を意味し、スポーツを教材として、スポーツ技能、健康の増進、規律やマナー遵守の姿勢を身に着けることを意図している。これらの要素は、体育科教育支援はもちろん、スポーツ種目の指導を主に期待されて派遣された隊員たちからも現地の人びとに伝えられ、人的資源の育成に貢献した。過去50年余にわたるボランティア事業によるスポーツ分野での活動の結果、例えば、ボランティアが残した指導法やカリキュラムが任地の学校教育や選手指導の場で数世代にわたり活用されたり、国定カリキュラムへの足掛かりをつくるなど、継続的に活用されている事例も多い。

また、スポーツがもたらす子どもの心と体への効果は広く知られているが、難民キャンプ、あるいは大規模災害の被災地など、将来の見通しが立ちにくく、厳しい環境下で暮らす子どもたちにとって、スポーツがもたらす心の安定への貢献が非常に大きいことは、ボランティアたちによって数多く報告されている。

スポーツの普及発展支援としては、JICAボランティアによる相手国の草の根でのスポーツ普及活動ならびに任国の代表選手の強化の結果、これまでに約100件¹³のオリンピック・パラリンピック大会代表選手の派遣やメダルの獲得などに貢献した(別添資料1.表2)。国民の国際舞台における活躍は、国家としての統一感を高め、草の根レベルのスポーツ普及を牽引する起爆剤にな

¹¹ 青年海外協力隊事務局調べ(2015年度末)

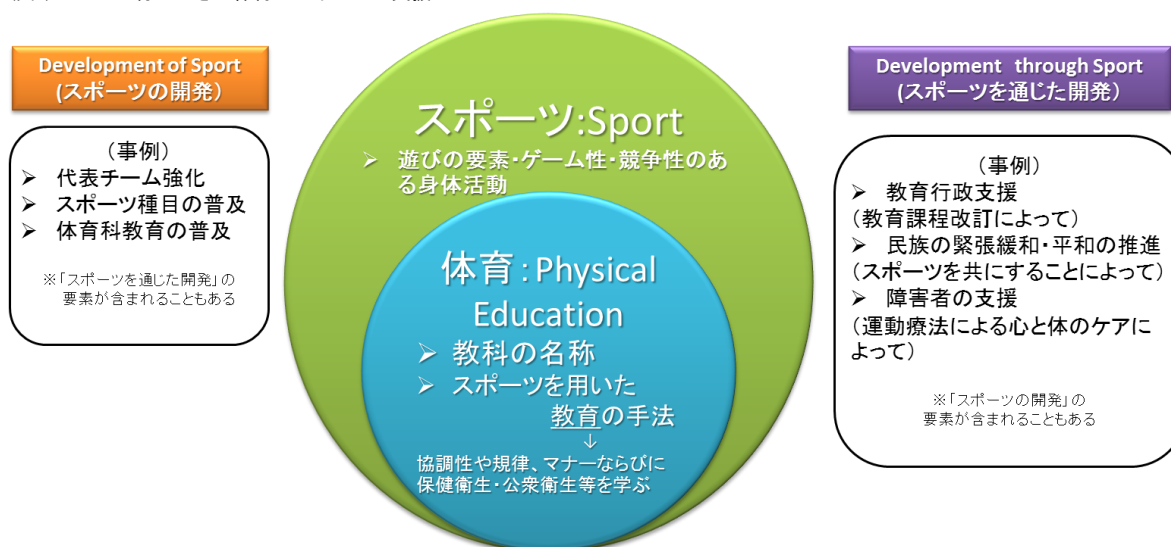
¹² 青年海外協力隊事務局調べ(2016年度末)

¹³ 青年海外協力隊事務局調べ(2012年度末)

り、その国の国際的なプレゼンスの向上にも寄与している。

近年では、これまでの学校での体育科教育や代表選手の育成に加えて、スポーツを通じた開発への取組みとして、理学療法士による運動療法を通じた障害者自立支援（ペルー）、日本式運動会を通じた小学校教育支援（カンボジア）など、体育科教育の改善や個別スポーツ種目の技能向上に加え、任国が抱える開発課題の解決に取り組む事例が報告されている（図1）。

（図1） JICAが行ってきた体育・スポーツの支援



また、体育を含む全科目の初等教育カリキュラム・教科書改訂を支援する技術協力プロジェクト（ミャンマー）や教育省をカウンターパートとした初等教育体育カリキュラムの改訂（カンボジア）を支援する草の根技術協力のように、国の教育の核となる部分に対する支援を行う事業や、2015年より開始された「学校体育」をテーマとする課題別研修など、ボランティア事業以外のスキームによる取組みも開始され、スポーツ分野での事業件数や規模の拡大が進んでいる（表1）。また、2016年には南スーダン独立後初の国民スポーツ大会の運営支援を行うなど、新たな試みも行っている。（そのほか、近年におけるJICAの取組は別添資料2.表1～3の通り）。

2. スポーツと開発の取組み方針

JICAが行うスポーツを通じた開発は、スポーツと開発を取り巻く国際場裏での議論やSDGsをふまえ¹⁴、個人や集団の厚生を直接的・間接的に向上させる開発課題解決のための有効な手段として活用することとし¹⁵、スポーツと開発の3つの柱（図2）に沿い、持続的・継続的に実施していく。また、他の事業同様に相手国との協議に基づき、スポーツを当該国事業にどのように取り込んでいくのか検討していく。これらは、年次行事やイベント型の事業による短期的な効果

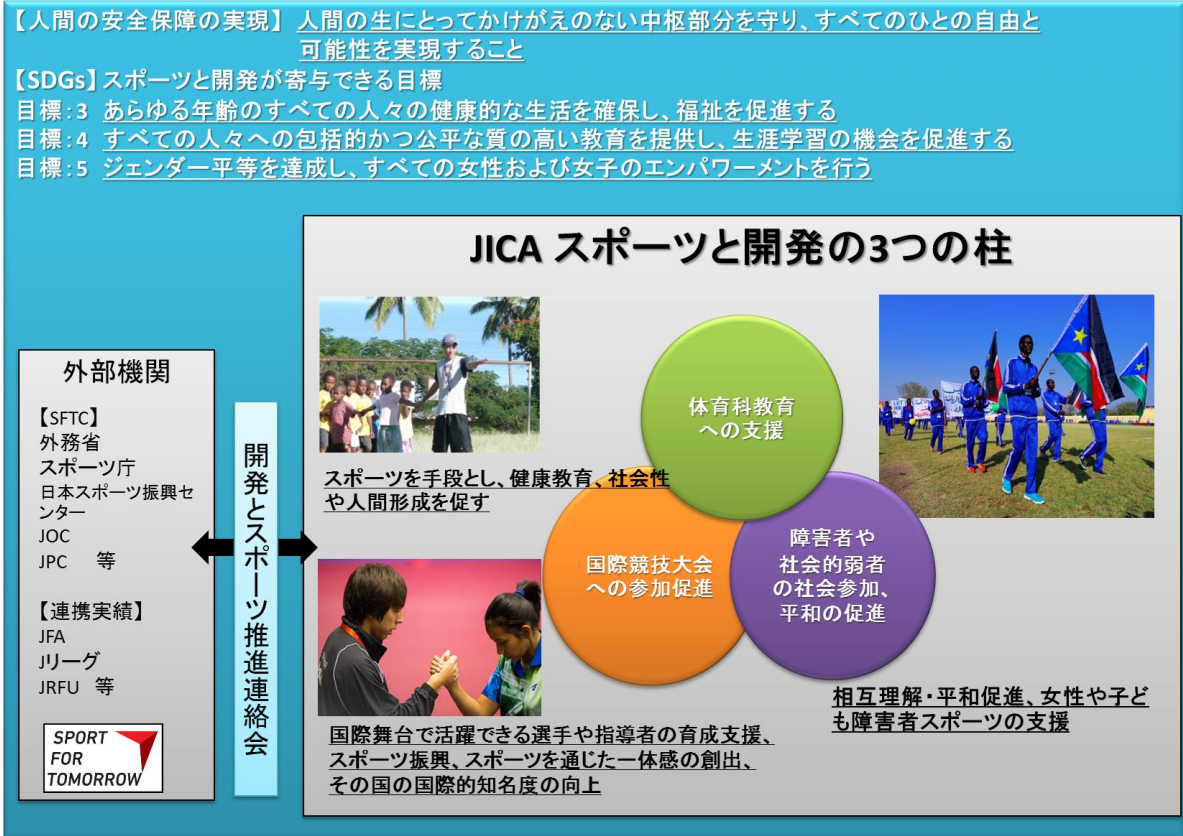
¹⁴ 目標3.「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、目標4.「すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、目標5.「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワメントを行う」

¹⁵ 田中明彦 JICA 理事長(2014) 開発とスポーツ「スポーツ外交強化に関する有識者懇談会」第2回会合（概要）

¹⁶ 外務省(2014) スポーツ外交強化に関する有識者懇談会

を否定するものではなく、今後多くの事例を積み重ねながら「スポーツと開発」の知見を積み重ねていくものである。各柱の詳細は以下のとおり。

(図2)



2-1 体育科教育の普及

体育科教育の重要性の認識を高める支援、教員養成支援、カリキュラム開発・普及等の支援を行う。日本の現行学習指導要領¹⁷では、体育とは運動を教材に、健康・保健衛生・協調性を学び、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培う教科とされている。日本式体育をモデルとした体育科教育を通して、開発途上国における人々の心と体の成長を促し、人間の潜在的能力を高める機会を提供する。

2-2 障害者や社会的弱者の社会参加、平和の促進

スポーツへの参加は、障害者や女性・子どもなど社会的弱者、あるいは戦争の被災者等、何らかの理由で社会参加の機会が限られている人々にとり、心の癒しや精神的な支えとなる可能性がある。スポーツに参加する人々のこれらのエンパワメントが図られることに加えて、彼ら・彼女らを取り巻く社会の偏見や差別を払しょくし、多様性を認め合うインクルーシブな社会の形成を促す。

さらに、社会から疎外された子どもや青少年が公正なルールに則ったゲームを通じて、社会的公正・規範遵守といった道徳や価値観を学ぶ機会となり、社会的包摂を体感する効果も期待される。また、スポーツ大会などイベント開催には、それを行える平和で安定した環境を参加者が実感し、平和を希求する気持ちを促進することも期待される。

これらを踏まえ、スポーツの持つ開発や安定のツールとしての有効性を活用し、公平性や包摂性に配慮した協力を進めていく。

2-3 国際競技大会への参加促進

オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会での競技力向上を支援すべく、選手・指導者育成を行う。国際大会への参加は自国チームの国際舞台での活躍が国家の統一感や民族統合の象徴となり、国民の心をつなげ、国の統一感や安定感をもたらす機会となるだけでなく、国際舞台で活躍できる選手の登場により、その国のイメージ向上や国際社会での存在感を増すことに繋がる。また、トップスポーツの発展は子どもたちに夢や目標を与え、草の根でのスポーツ活動の普及にも寄与できる。2020年東京オリンピック・パラリンピックを目標に、より多くの開発途上国のアスリートや関係者が国際大会へ参加する道筋に寄与する。

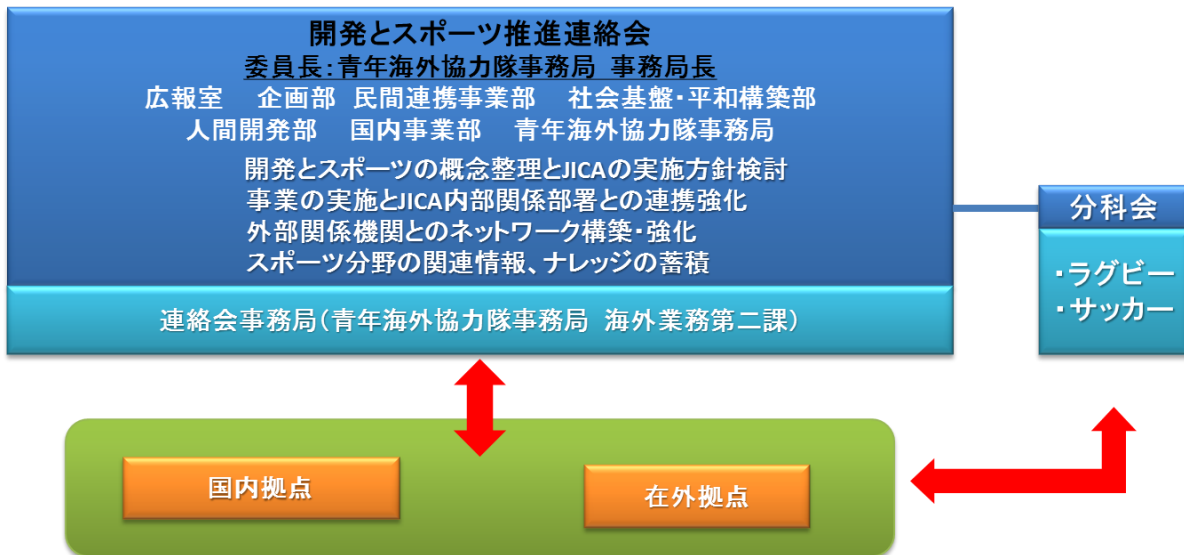
3. 効果的な実施に向けての体制

3-1 JICAの体制

開発とスポーツ推進連絡会事務局である青年海外協力隊事務局は、スポーツチームを設置（2016年5月）、ボランティア事業だけではなく、スポーツ関連団体、民間企業、大学との連携窓口機能を果たしている。さらに開発とスポーツ推進連絡会（図3）では種目に特化した分科会を設置し、これまでに結ばれた連携（別添資料2.表2）を効率的に強化している。

¹⁷ 文部科学省（2011）小学校学習指導要領第2章各教科第9節体育「体育とは生涯にわたり運動に親しむ資質や能力の基礎を育て、健康の保持増進と体力の向上を図る事を目標とする」

(図3)



これら窓口は他機関との調整のみならず、JICA 在外拠点ならびに国内拠点の相談役として、各国・地域のスポーツ団体・関係者と連携を強めていけるよう、相互の情報発信と共有を進め、スポーツに係る内外関係者・パートナーをサポートし、案件形成に協力する。また、より高い開発効果を実現するための事業を効率的かつ効果的に実施するために、事業モニタリングや報告制度の充実を図るとともに、これまで部署やスキームごとに分散していたデータを整理・集約し、オール JICA のナレッジとして蓄積していく。情報は「開発とスポーツ推進連絡会」の事務局である青年海外協力隊事務局に集約し、関係部署ならびに教育、障害など、スポーツと横断的に関わる分野課題と連携する。

3-2 他機関との連携

事業実施を通してより高い開発効果を得るためには、専門分野の知見を効果的に活用する必要がある。他方で、スポーツ分野では、他の開発課題と比較し、国内外の人材や協力団体等パートナーと連携した実績は限られている。このため、国内外の拠点と協力してスポーツ関連団体をはじめとする他機関との連携を更に強化する。この際、連携先が JICA プログラムとの協働を実施し易くするために、連携先・プログラム参加者等、多様な各機関のニーズに対応できるよう、既存スキームの柔軟化、連携先との摺合せ等を図る。

以上

ボランティア事業における体育・スポーツ分野の実績

ボランティア派遣国と派遣職種（体育・スポーツ）

(表1)

アジア地域	インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、カンボジア、ラオス、東ティモール、ベトナム、ミャンマー、中華人民共和国、モンゴル、ブータン、バングラデシュ、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、キルギス共和国、タジキスタン、ウズベキスタン
中東地域	ヨルダン、シリア、イエメン、エジプト、モロッコ、チュニジア
欧州地域	ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー、ポーランド、トルコ、セルビア
アフリカ地域	スーダン、ボツワナ、エチオピア、ガーナ、ケニア、リベリア、マラウイ、南アフリカ共和国、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、ジブチ、ガボン、マダガスカル、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、セネガル
中米地域	ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、セントルシア、セントビンセント、
南米地域	アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、パラグアイ、ウルグアイ、ペルー
太平洋地域	フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、バプアニューギニア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、サモア、パラオ
派遣職種	体育、エアロビクス、陸上競技、スキー、体操競技、新体操、水泳、シンクロ、水球、テニス、卓球、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール、野球、ハンドボール、サッカー、レスリング、アーチェリー、柔道、空手道、合気道、剣道、相撲、重量あげ、自転車競技、ラグビー

ボランティアが指導したオリンピック・パラリンピック出場選手

開催年	開催地	隊員が指導した国	人数	種目	備考
2012年	ロンドン	エルサルバドル、モルディブ、サモア、ガイアナ、モンゴル、ガボン、バングラデシュ、ルーマニア	9	柔道、バドミントン、水泳	銅メダル1（柔道）
2008年	北京	ジブチ、モンゴル、イエメン、エルサルバドル、モルディブ、ルーマニア	17	柔道、水泳、卓球、陸上競技	金メダル2（柔道）
2004年	アテネ	パラグアイ、トンガ、ジブチ、マレーシア、モンゴル、フィジー、モルディブ、グアテマラ、コスタリカ、ルーマニア	26	柔道、バドミントン、陸上競技	銅メダル1（柔道） パラリンピック1（水泳）
2000年	シドニー	カンボジア、ラオス、パラオ、ケニア、モルディブ、モンゴル、インドネシア、エルサルバドル、サモア、ニカラグア、コスタリカ	25	柔道、水泳、陸上競技、バレーボール	銅メダル2（水泳）
1996年	アトランタ	コスタリカ	1	水泳	金メダル1（水泳）
1992年	バルセロナ	ジンバブエ、スリランカ、インドネシア、パラグアイ	12	柔道、陸上競技	-
1988年	ソウル	モルディブ、コスタリカ	2	水泳、陸上競技	-

スポーツと開発分野における近年の JICA の取組み

表 1. JICA 事業スキーム別取組み (2016 年 6 月末時点)

事業スキーム	内容
ボランティア事業	<p>青年海外協力隊(3,333名) シニア海外ボランティア(241名) 日系社会青年ボランティア(91名) 日系社会シニア・ボランティア(6名) 主な活動は以下のとおり。</p> <p>① 体育科教育の普及 - 教育省等に配属され教育行政・カリキュラム改訂を支援 - 体育科教育が定着しない小学校等にて生徒・教師双方への指導</p> <p>② 障害者や社会的弱者の社会参加、平和の促進 - 障害者支援施設/特別指導学校等へ配属され体育・スポーツを指導 - 難民キャンプ等に配属され、体育・スポーツを指導</p> <p>③ 国際競技大会への参加促進 - スポーツ協会等に配属され、コーチとして競技スポーツ普及や強化</p>
草の根技術協力	<p>カンボジアにおける小学校体育科教育質の向上および普及活動 - 小学校体育科カリキュラム策定支援 (2006-2008, 2009-2012, 2013-2016)</p> <p>ラオスにおける障害者スポーツ振興活動 (2009-2012) - ラオス障害者スポーツ大会の開催、障害者スポーツ (車椅子バスケットボール等) の普及</p>
研修事業	<p>【課題別研修】 「身体障害者スポーツ指導者」(1990-1999) 「障害者スポーツ指導者」(2000-2004) 「障害者スポーツを通じた社会統合」(2005) 「障害者の社会参加促進手段としてのスポーツ活動の企画と展開」を中心とする研修 (2006-2009) 「障害者スポーツリーダーの養成」(2010-2012) 「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」(2016-2018) 「学校体育」(2015-)</p> <p>【青年研修】 「ブータン/体育教育」(2016) 「モルディブ/体育教育」(2016) 「インドネシア/障がい者スポーツ」(2016)</p>
技術協力プロジェクト	<p>ミャンマーにおける初等教育カリキュラム改訂プロジェクト (2014 - 2019) - 体育を含む全科目の初等教育カリキュラム改訂と教員研修</p> <p>ボスニア・ヘルツェゴビナにおける「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」(2016-2019) - スポーツ教育カリキュラムの作成と導入支援、スポーツイベントの実施を通じた社会的包摂・多様・公正性の価値の普及</p>

表 2. JICA と競技団体・企業等との連携 (2016 年 6 月末時点)

団体名	内容
日本ラグビーフットボール協会	2013 年 7 月 : JICA-JRFU 連携協定。ラグビーを職種とするボランティアを派遣する「JICA-JRFU スクラムプロジェクト」を実施中。
読売巨人軍	2015 年 1 月 : 野球普及・振興のための JICA ボランティア事業 (青年海外協力隊等) に関する業務協力協定 (MOU) を締結。教本作成、指導者派遣等実施。
日本サッカー連盟・Jリーグ	2015 年 9 月 : 「3J 連携」として連携協定を締結。指導者派遣、研修受入れなど連携企画を更に推進。
広島東洋カープ	2016 年 3 月 : 野球を通じた国内外での国際協力活動の推進に向け、3 年間の連携協定を締結。
日本プロ野球機構	指導書「みんなが輝く やさしいベースボール型授業」の供与、ボランティアの派遣前研修の支援。 ※覚書締結に向け準備中

表 3. JICA と大学との連携

大学名	連携支援内容	対象国	期間
日本体育大学	体育教員養成校	カンボジア	2014 年度-2017 年度
	野球	ブラジル	2014 年度-2017 年度
	一般体操の普及	ネパール	2014 年度-2018 年度
筑波大学	障害者スポーツ	カンボジア	2015 年度-2018 年度
近畿大学	野球	ペルー	2014 年度-2017 年度
兵庫県立大学	野球	アルゼンチン	2014 年度-2017 年度
関西学院大学	体力増進プログラム	スリランカ	2014 年度-2018 年度
桜美林大学	野球	コスタリカ	2015 年度-2020 年度
福岡大学	サッカー・野球	ボリビア	2015 年度-2020 年度
北九州市立大学	野球	グアテマラ	2015 年度-2018 年度